

千葉県報

定例
令和5年11月10日

主要目次

- 千葉県NPO法人実態調査の実施
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害警戒区域の指定の全部解除
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告(二件)

告

示

千葉県告示第四百二十九号

千葉県NPO法人実態調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年十一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 調査の名称

千葉県NPO法人実態調査

二 調査の目的

本県の市民活動団体に対する施策を推進していく上で基礎資料とするため、市民活動団体における組織運営や財務状況等の現状及び活動上の課題などを調査することを目的とする。

三 調査事項

- 1 法人の属性に関すること。
- 2 事業及び活動全般の状況に関すること。
- 3 財務状況に関すること。
- 4 連携及び協働に関すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症に関すること。
- 6 SDGsに関すること。
- 7 内閣府ウェブ報告システムの利用に関すること。

四 調査の範囲

県内の特定非営利活動法人

五 調査の期日

令和五年四月一日現在で行う。

六 調査の方法

知事が、四の特定非営利活動法人に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第二百一十一号(土砂災害警戒区域の指定)、令和二年千葉県告示第六十七号(土砂災害警戒区域の指定)、令和二年千葉県告示第五百八号(土砂災害警戒区域の指定)、令和二年千葉県告示第五百九号(土砂災害警戒区域の指定)、令和三年千葉県告示第三百三十三号(土砂災害警戒区域の指定)及び令和三年千葉県告示第二百八十七号(土砂災害警戒区域の指定)で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片又木一	市原市片又木及び姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉沢二	市原市吉沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又二二	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東国吉一〇	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郡本二	市原市郡本三丁目及び郡本五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈良二	市原市奈良及び東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

滝口一	市原市滝口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西国吉八	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）
 二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片又木一	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉沢二	市原市吉沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
瀬又二二	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東国吉一〇	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
郡本二	市原市郡本三丁目及び郡本五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈良二	市原市奈良及び東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝口一	市原市滝口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西国吉八	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、令和元年千葉県告示第三十二号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	自然現象の種類
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

海保三	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
-----	-----------------------	---------

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第二百十三号（土砂災害特別警戒区域の指定）、令和二年千葉県告示第六十八号（土砂災害特別警戒区域の指定）、令和二年千葉県告示第五百十二号（土砂災害特別警戒区域の指定）、令和二年千葉県告示第五百十三号（土砂災害特別警戒区域の指定）、令和三年千葉県告示第三百三十五号（土砂災害特別警戒区域の指定）及び令和三年千葉県告示第二百九十一号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
片又木一	市原市片又木及び姉崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
吉沢二	市原市吉沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
瀬又二二	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東国吉一〇	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
郡本二	市原市郡本三丁目及び郡本五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
奈良二	市原市奈良及び東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
片又木一	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
吉沢二	市原市吉沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
瀬又二二	市原市瀬又の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
東国吉一〇	市原市東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
郡本二	市原市郡本三丁目及び郡本五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
奈良二	市原市奈良及び東国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
滝口一	市原市滝口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり
西国吉八	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）

域のうち、次の図面に示す区域

市原市滝口の区域のうち、次の図面に示す区域

市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

急傾斜地の崩壊

次の図面のおり

次の図面のおり

次の図面のおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）

指定の解除に係る区域

千葉県告示第四百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、令和元年千葉県告示第三十五号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。

令和五年十一月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
海保三	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

（この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年11月10日

千葉県立一宮商業高等学校長 常世田 信 幸

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 千葉県立一宮商業高等学校管理諸室・特別教室空調設備貸借一式

(2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和19年3月31日まで（賃貸借期間は令和6年6月1日から令和19年3月31日までとし、その前の期間は導入の期間とする。）

(4) 履行場所 長生郡一宮町一宮3, 287番地 千葉県立一宮商業高等学校

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により

<p>難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県立一宮商業高等学校 299-4301 長生郡一宮町一宮3, 287番地 千葉県立一宮商業高等学校 電話0475(42)4520</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年11月10日から22日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年12月7日午後4時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年12月7日午後4時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年12月8日午前10時 千葉県立一宮商業高等学校 事務室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県立一宮商業高等学校長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>	<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年11月22日午後4時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年11月22日午後4時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県立一宮商業高等学校長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: An air-conditioning and heating facilities lease for staff rooms and special-use classrooms in Chiba Prefectural Ichinomiya Commercial High School (Iset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 4:00 P.M., 7 December, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Chiba Prefectural Ichinomiya Commercial High School 3278 Ichinomiya, Ichinomiya-machi, Chosei-gun, Chiba Prefecture, 299-4301 Japan TEL 0475-42-4520</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p>
---	---

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①行政備蓄用リレンザ（2020グリスター、吸入器付） 59,700人分 ②千葉県健康福祉部業務課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和5年9月12日 ④グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都港区赤坂一丁目8番1号 ⑤135,411,540円
- ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①行政備蓄用イナビル吸入粉末剤 20mg 75,800人分 ②千葉県健康福祉部業務課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和5年9月12日 ④第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号 ⑤131,240,120円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八